

し等の各種預金規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- ② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または預金口座を利用した各種犯罪等に使用されたおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の各種預金規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
2. 前項に定める各取引の制限は、お客さまからの説明等に基づき、前項の疑いが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
 3. 本条で記載した口座開設申込フォームにおける取引の制限等は、(旧) 商工中金口座開設アプリによる申込にも適用されます。

第5条【解約等】

1. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止すること、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 取引の目的が事業用の取引である、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合
 - ② 当金庫での普通預金口座開設後、初回入金等が1年以上なかった場合、または利息以外の入出金がなく、その他定期預金等のお取引残高もない場合
 - ③ 口座開設申込フォームからの口座開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告があったことが判明した場合
 - ④ 前各号のほか、当金庫が預金取引の停止または解約を必要とする相当な事由が生じた場合
2. 本条で記載した口座開設申込フォームにおける解約等は、(旧) 商工中金口座開設アプリによる申込にも適用されます。

第6条【特約の変更】

1. この特約の各条項は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 本条で記載した口座開設申込フォームにおける特約の変更は、(旧) 商工中金口座開設アプリによる申込にも適用されます。

以上